

# 特定非営利活動法人 O J I S S S フットボールクラブ定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 O J I S S S フットボールクラブという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下関市楠乃5丁目9番43号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、主に下関市地域の青少年に対して、サッカーを通して体力やスポーツ技能の増進を図りながら、集団活動を通じた人間形成の涵養等に努めるとともに、こうした活動を支える地元企業と連携して青少年が地元に着定するための事業を行い、地域社会の活性化と持続的発展に資することを旨とし、総じて地域社会を支える次世代を育成するという社会課題の解決に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4)環境の保全を図る活動
- (5)子どもの健全育成を図る活動
- (6)経済活動の活性化を図る活動
- (7)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ①サッカーを通じた青少年の健全育成事業
- ②サッカー大会開催の事業
- ③地域の環境美化・清掃事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

#### (退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
  - (2) 監事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

#### (選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 14 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 15 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 17 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 18 条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 45 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、第 22 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 22 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 42 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第 43 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第 44 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

- 第 45 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第 46 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、社会福祉法人中部少年学院に譲渡するものとする。

(合併)

第 49 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲載して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 51 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	星山 力
副理事長	遠山 哲広
理事	田中 孝治
理事	城 洋文
理事	木村 忠義
理事	井若 慎司
理事	井上 孝介
理事	張光 正博
理事	上田 雄二
監事	三分一 茉里奈

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

# 役員名簿

特定非営利活動法人 O J I S S S フットボールクラブ

役職名	(ふりがな) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ほしやま ちから 星山 力	[REDACTED]	無
副理事長	とおやま あきひろ 遠山 哲広	[REDACTED]	無
理事	たなか こうじ 田中 孝治	[REDACTED]	無
理事	じょう ひろふみ 城 洋文	[REDACTED]	無
理事	きむら ただよし 木村 忠義	[REDACTED]	無
理事	いわか しんじ 井若 慎司	[REDACTED]	無
理事	いのうえ こうすけ 井上 孝介	[REDACTED]	無
理事	はりみつ まさひろ 張光 正博	[REDACTED]	無
理事	うえだ ゆうじ 上田 雄二	[REDACTED]	無
監事	さんぷいち まりな 三分一 茉里奈	[REDACTED]	無

# 設立趣旨書

## 1 趣旨

### (社会課題と現状)

近年、子どもの体力低下が新型コロナウイルス感染拡大を機に顕著になりました。しかしそれ以前から低下の兆しがあり、その要因の一つとして地域のスポーツクラブ離れが指摘されています。

山口県では、令和元年におけるスポーツ少年団の単位数は804団体、指導者数は4,198人、団員数は男子10,705人、女子5,299人の合計16,004人でした。これらは一貫して減少し、令和6年12月27日時点では、単位数668団体、指導者数は1,752人、団員数は男子8,906人、女子4,130人の合計13,036人となっています（下表参照）。地域のスポーツクラブ離れは、近年の少子化の影響に加えて、指導者不足によるところも大きいと実感しておりますが、これは統計にも表れています。

また現在、学校の働き方改革が課題となっている中で、文部科学省は「学校と地域が協働・融合」した部活動への変革を推進しています。そのため学校教育の面からも、地域の指導者や地域スポーツクラブの存在と活用が不可欠となっています。さらに生産人口の減少と大都市への一極集中によって地域社会の高齢化と地域産業の衰退が深刻なものとなっており、昨今、産官学が一体となって若者が地元で就職し、今後の地域経済を支えていくための対策が進められています。

この表で示された統計調査は年毎に実施日が異なりますが、一応の目安として掲載しました。

スポーツ少年団都道府県別登録数／JSPO（公益財団法人日本スポーツ協会）						
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
団 数	804	774	738	722	698	668
指導者数	4,198	2,689	2,371	2,286	2,130	1,752
団 員 数	16,004	14,211	13,916	13,390	13,237	13,036
うち男子	10,705	9,578	9,288	9,002	8,952	8,906
うち女子	5,299	4,633	4,628	4,388	4,285	4,130

### (事業の概要と目的、不特定多数の者の利益に寄与する理由)

そこで当法人は、サッカーをとおした体力やスポーツ技能の増進を図ると同時に、前述の社会問題を解決していくための活動を進めて参ります。そして地域企業の協力を得て、地元の青少年が集団活動や社会貢献の体験を通して成長し、これらの青少年が地元の企業に就職し、今後の下関市地域を支える人材として育てていくことを促します。当法人は、これらの全事業を通して、全国及び地域社会の皆さまの利益に広く寄与いたします。

(これまでの活動)

当法人の前身となる王司サッカースポーツ少年団は、1981年に創設されました。現在40名の団員と10名のスタッフがおります。サッカーを通じて子どもたちの成長を図るとともに、毎年2月に当団体が主催するサッカー大会(王司サッカーフェスティバル)を行っております。このサッカー大会は、下関市などの後援もいただいて、本年度で11回目を迎えました。当少年団は、親の経済事情で子どもたちの夢を奪いたくないという思いから月謝を安く抑えて、ボランティアに頼って運営してきました。

(法人格が必要となった理由)

しかし当少年団においても指導者の中高年化が進んでおり、事業継続のためには若いスタッフが必要となっています。また今後も活動を安定的に続けるためには、資金調達、各種契約の締結、社会的信頼の確保が必要となっており、そのためには法人格の取得が必要であると判断いたしました。また、当団体は営利を目的とせず、社会課題の解決を目的とした活動を実施するものであることから、NPO法人として法人化することが最適と考え、名称を特定非営利活動法人 O J I S S S フットボールクラブに名称を変えて設立に至りました。

2 申請に至るまでの経緯

昭和56年	王司サッカースポーツ少年団創立
平成27年 2月	第1回王司サッカーフェスティバルを開催
令和 7年10月10日	特定非営利活動法人 O J I S S S フットボールクラブの設立を構想
令和 7年11月18日	発起人会を開催
令和 7年12月19日	設立総会を開催

令和 7年12月19日

特定非営利活動法人 O J I S S S フットボールクラブ

設立代表者

星山 力

## 2026年度事業計画

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人OJISSS フットボールクラブ

### 1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・チーム所属の小学生、社員、支援企業を増やし、安定した事業経営体制を構築する。

### 2 事業の実施に関する事項

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象の 範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
①サッカーを通じた青少年の健全育成事業	・サッカーの練習・ 対外試合・遠征などを行う。	(A)練習は月木土、 対外試合は土日祝、遠征は小学校の長期休業中 (B)下関市立王司小学校グラウンドなど (C)8人	(D)クラブ加入の選手、保護者 (E)約90人	5338
②サッカー大会開催の事業	・王司サッカーフェスティバルを開催する。	(A)年1回2月開催 (B)乃木浜総合公園 (C)20人	(D)下関市の小学生など (E)約2000人	200
③地域の環境美化・清掃事業	・学校や公園周辺、企業など地域の清掃事業を行う。	(A)月1～2回 (B)小学校・公園周辺・企業及びそれらの周辺 (C)20人	(D)クラブ加入の選手、保護者、企業及び市民 (E)不特定多数	20

## 2027年度事業計画

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人OJISSS フットボールクラブ

### 1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施し、安定した事業経営体制をより確かなものとする。
- ・SNS等の発信力を強化し、社会的影響力を高める。

### 2 事業の実施に関する事項

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象の 範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
①サッカーを通じた青少年の健全育成事業	・サッカーの練習・ 対外試合・遠征などを行う。	(A)練習は月木土、 対外試合は土日祝、遠征は小学校の長期休業中 (B)下関市立王司小学校グラウンドなど (C)10人	(D)クラブ加入の選手、保護者 (E)約120人	4,838
②サッカー大会開催の事業	・王司サッカーフェスティバルを開催する。	(A)年1回2月開催 (B)乃木浜総合公園 (C)30人	(D)下関市の小学生など (E)約2000人	200
③地域の環境美化・清掃事業	・学校や公園周辺、企業など地域の清掃事業を行う。	(A)月1～2回 (B)小学校・公園周辺・企業及びそれらの周辺 (C)30人	(D)クラブ加入の選手、保護者、企業及び市民 (E)不特定多数	20

2026年度 活動予算書

2026年4月1日～2027年3月31日

特定非営利活動法人 OJI SSS フットボールクラブ

科目		金額 (単位:円)		
I 経常収益				
1 受取寄付金				
プラチナスポンサー	200,000×5口	1,000,000		
ゴールドスポンサー	100,000×10口	1,000,000		
シルバースポンサー	50,000×20口	1,000,000		
ブロンズスポンサー	30,000×20口	600,000		
	受取寄付金計		3,600,000	
2 受取助成金				
スポーツ振興会助成金		15,000		
	受取助成金計		15,000	
3 事業収益				
(1) 育成事業収益				
クラブ会費月額	4,000×40名×12か月	1,920,000		
設備利用料	3,000×40名	120,000		
(2) サッカー大会収益		300,000		
	事業収益計		2,340,000	
4 その他収益				
受取利息	0.03%	1,786		
	その他収益計		1,786	
経常収益計				5,956,786
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費				
	人件費計	0		
(2) その他経費				
① マイクロバス維持費				
購入費用返済	100,000×12か月	1,200,000		
自動車税		33,000		
重量税		40,000		
自賠責保険料		15,480		
任意保険料		300,000		
車検費用		200,000		
消耗品代		50,000		
駐車場代		150,000		
燃料代		200,000		

② 保険料			
スポーツ安全保険		50,000	
③ 登録料			
県サッカー協会登録料		30,000	
市スポーツ少年団登録料		20,000	
市サッカー連盟登録料		15,000	
④ 指導者資格更新料			
C級指導者更新料	5,000 × 2名	10,000	
D級指導者更新料	3,500 × 2名	7,000	
3級審判更新料	6,000 × 1名	6,000	
4級審判更新料	5,000 × 7名	35,000	
JSPOコーチ資格更新料	2名	7,000	
⑤ 大会参加費		250,000	
⑥ 移動費		300,000	
⑦ 遠征合宿費		500,000	
⑧ 試合諸費			
飲料代		50,000	
指導者食事代		200,000	
⑨ 施設使用料			
練習会場	10,000/月 × 12か月	120,000	
照明	10,000/月 × 12か月	120,000	
⑩ 照明機器購入費		600,000	
⑪ 消耗品		100,000	
⑫ 卒団式費用		100,000	
⑬ スタッフウエア			
	30,000 × スタッフ10名	300,000	
	30,000 × スポンサー企業5社	150,000	
⑭ 会議費		200,000	
⑮ 旅費		200,000	
	その他経費計	5,558,480	
事業費計			5,558,480
2 管理費			
(1) 人件費			
	人件費計	0	
(2) その他経費			
① クラブハウス賃料		60,000	
② 通信機器代		100,000	
③ 電気代		60,000	
④ 通信費		30,000	

⑤ その他諸費		10,000		
	その他経費計	260,000		
管理費計			260,000	
Ⅲ 経常費用計				5,818,480
当期正味財産増減額				138,306
設立時正味財産額				1,390,000
次期繰越正味財産額				1,528,306

2027年度 活動予算書

2027年4月1日～2028年3月31日

特定非営利活動法人 OJI SSS フットボールクラブ

科目	金額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取寄付金			
プラチナスponsor 200,000×5口	1,000,000		
ゴールドスponsor 100,000×10口	1,000,000		
シルバースponsor 50,000×20口	1,000,000		
ブロンズスponsor 30,000×20口	600,000		
受取寄付金計		3,600,000	
2 受取助成金			
スポーツ振興会助成金	15,000		
受取助成金計		15,000	
3 事業収益			
(1) 育成事業収益			
クラブ会費月額 4,000×50名×12か月	2,400,000		
設備利用料 3,000×50名	150,000		
(2) サッカー大会収益	300,000		
事業収益計		2,850,000	
4 その他収益			
受取利息 0.03%	1,939		
その他収益計		1,939	
経常収益計			6,466,939
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
① マイクロバス維持費			
購入費用返済 100,000×12か月	1,200,000		
自動車税	33,000		
重量税	40,000		
自賠責保険料	15,480		
任意保険料	300,000		
車検費用	200,000		
消耗品代	50,000		
駐車場代	150,000		
燃料代	200,000		

② 保険料			
スポーツ安全保険		50,000	
③ 登録料			
県サッカー協会登録料		30,000	
市スポーツ少年団登録料		20,000	
市サッカー連盟登録料		15,000	
④ 指導者資格更新料			
C級指導者更新料	5,000 × 2名	10,000	
D級指導者更新料	3,500 × 2名	7,000	
3級審判更新料	6,000 × 1名	6,000	
4級審判更新料	5,000 × 7名	35,000	
JSPOコーチ資格更新料	2名	7,000	
⑤ 大会参加費		250,000	
⑥ 移動費		300,000	
⑦ 遠征合宿費		500,000	
⑧ 試合諸費			
飲料代		50,000	
指導者食事代		200,000	
⑨ 施設使用料			
練習会場	10,000/月 × 12か月	120,000	
照明	10,000/月 × 12か月	120,000	
⑩ 照明機器維持費		100,000	
⑪ 消耗品		100,000	
⑫ 卒団式費用		100,000	
⑬ スタッフウェア			
	30,000 × スタッフ10名	300,000	
	30,000 × スポンサー企業5社	150,000	
⑭ 会議費		200,000	
⑮ 旅費		200,000	
	その他経費計	5,058,480	
事業費計			5,058,480
2 管理費			
(1) 人件費			
	人件費計	0	
(2) その他経費			
① クラブハウス賃料		60,000	
② 通信機器代		100,000	
③ 電気代		60,000	
④ 通信費		30,000	

⑤ その他諸費		10,000	
	その他経費計	260,000	
管理費計			260,000
Ⅲ 経常費用計			5,318,480
当期正味財産増減額			1,148,459
前期繰越正味財産額			1,528,306
次期繰越正味財産額			2,676,765